

公示第120号

業務の範囲等を限定して行った許可等の取扱いについて

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号。以下「一部改正法」という。）の施行に伴い、同法施行前の貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「旧貨物自動車運送事業法」という。）に基づいて業務の範囲等を限定して行った許可等の一部改正法の施行後における取扱いについて、下記のとおり定めたので公示する。

平成15年3月27日

北陸信越運輸局長 園田良一

記

1. 旧貨物自動車運送事業法に基づいて行った霊柩運送及び車両数5両未満の一般廃棄物運送に係る一般貨物自動車運送事業の許可であって、一部改正法の施行の日（平成15年4月1日）において保有車両数が5両未満のもの当該許可の際における営業区域については、一部改正法の施行後においては、当該営業区域を「発地及び着地のいずれもが当該区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。」と解し、これを許可に付した条件として取り扱うものとする。
2. 旧貨物自動車運送事業法に基づいて行った許可等に付した業務の範囲等を限定する旨の条件（前1.により許可に付した条件とされたものを含む。）の解除は、当該事業者の申請があったものについて一部改正法の施行後の適合基準（平成15年2月28日北陸信越運輸局公示第110号）に適合する場合に限り、これを行うものとする。
3. 旧貨物自動車運送事業法に基づいて行った霊柩運送に係る許可等に付した自動車の型式を限定する旨の条件については、前2.にかかわらずこれを解除する。

附 則

この公示は、平成15年4月1日から適用する。